

入札説明書

福岡県が発注する福岡県庁舎議会棟空調改修工事（一般競争入札）に係る入札公告に基づく入札等については、関係規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年5月14日
- 2 担当部署
入札手続及び工事に関すること
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部財産活用課設備管理係（県庁行政棟9階）
電話番号 092-643-3091
- 3 工事内容等
 - (1) 工事名 福岡県庁舎議会棟空調改修工事
 - (2) 工事場所 福岡市博多区東公園
 - (3) 工事概要 管工事（庁舎（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階建て、延床面積14,511㎡）の空調改修工事）
- 4 工期
令和6年9月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和9年3月17日まで
- 5 工事の発注方式
 - (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の対象工事である。
 - (2) 本工事は、最低制限価格制度を適用せず、低入札価格調査制度を適用する。
 - (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。
なお、詳細は「福岡県建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）を準用する。
 - (4) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。
 - (5) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式は入札時に発注者が示した入札時積算数量書を入札参加者が活用して入札に参加し、当該積算数量に疑義が生じた場合は、工事請負契約の締結後に発注者が協議に応じる方式である。なお、詳細は「営繕及び県営住宅工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」を準用する。
 - (6) 本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象外工事であり、紙での入札手続を行う。
- 6 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
管工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（令和5年12月福岡県告示第805号）に定める資格を得ている者（令和6年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）

登載者)、かつ、開札時から契約の効力が発生する時まで継続して入札参加資格者名簿登載者であること。

7 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 6 年 5 月 28 日(火)現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての参加者に対する条件

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 30 日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。
なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和 54 年 9 月 22 日総務部長依命通達）第 7 条第 2 項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。

オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(7) 設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。

株式会社 総合設備コンサルタント九州事務所

株式会社 産研設計

(i) 当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者である。

a 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者

b 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者

c 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

カ 管工事業について、令和 6 年度入札参加資格者名簿の業者等級別格付が A であること。

キ 管工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可を有して営業年数が 3 年以上あり、同法第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ク 3 者組合せによる特定建設工事共同企業体（以下「3 者 J V」という。）、2 者組合せによる特定建設工事共同企業体（以下「2 者 J V」という。）又は単体企業で施工すること。なお、出資割合は、3 者 J V の場合は 20% 以上、2 者 J V の場合は 30%

以上であること。また、本工事に係る特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業で参加することができないこと。

ケ 福岡県総務部が発注する福岡県庁舎行政棟空調改修工事、又は福岡県庁舎警察棟空調改修工事を落札したもの（3者JV又は2者JVの構成員である場合を含む）でないこと。

(2) 3者JVの構成員に対する条件

ア 代表構成員に対する条件

(7) 平成21年度以降に元請として、2,900㎡以上の建築物の新築、改築若しくは増築に係る管工事、又は建築物の改造若しくは改修に係る1億円以上の管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

※別紙「新型コロナウイルス感染症対策による建設工事の入札等の手続の対応について」参照

(4) 管工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(注意)

専任の監理技術者は、所属建設業者と入札申込日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、建設業法第7条第1号に該当する経營業務の管理責任者（以下、「経營業務管理責任者」という。）又は同法第7条第2号若しくは第15条第2号の規定による営業所における専任の技術者（以下、「営業所における専任の技術者」という。）でないこと。

(7) 建設業法第3条第1項に規定する営業所を、福岡県内に有し、かつ当該営業所が管工事について令和6年度入札参加資格者名簿に登載されていること。

(8) 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ、出資割合が最大であること。

(9) 本工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができないこと。

イ 他の構成員2者のうち1者に対する条件

(7) 平成21年度以降に元請として、1,400㎡以上の建築物の新築、改築若しくは増築に係る管工事、又は建築物の改造若しくは改修に係る5,000万円以上の管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

※別紙「新型コロナウイルス感染症対策による建設工事の入札等の手続の対応について」参照

(4) 管工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(注意)

専任の主任技術者は、所属建設業者と入札申込日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、経營業務管理責任者又は営業所における専任の技術者でないこと。

(ウ) 建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を、福岡県土整備事務所、那珂県土整備事務所、朝倉県土整備事務所又は北九州県土整備事務所宗像支所管内に有すること。

(エ) 本工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができないこと。

ウ 他の構成員2者のうちイ以外の構成員に対する条件

(ア) 平成21年度以降に元請として、700㎡以上の建築物の新築、改築若しくは増築に係る管工事、又は建築物の改造若しくは改修に係る2,500万円以上の管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

※別紙「新型コロナウイルス感染症対策による建設工事の入札等の手続の対応について」参照

(イ) 管工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(注意)

専任の主任技術者は、所属建設業者と入札申込日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、経營業務管理責任者又は営業所における専任の技術者でないこと。

(ウ) 建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を、福岡県土整備事務所、那珂県土整備事務所、朝倉県土整備事務所又は北九州県土整備事務所宗像支所管内に有すること。

(エ) 本工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができないこと。

(3) 2者JVの構成員に対する条件

ア 代表構成員に対する条件

(2)のアのとおりとする。

イ 他の構成員に対する条件

(2)のイのとおりとする。

(4) 単体企業の参加者に対する条件

(2)のアの(ア)、(イ)及びイの(ウ)のとおりとする。

8 総合評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

別表1の各評価項目について、評価基準に基づき評価し加算する。

(2) 総合評価の方法

「7 入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点(100点)を与え、さらに上記(1)により評価した評価項目について、0点から20点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により行う。

評価基準は別表 1 のとおり。

標準点＋加算点＝100 点＋（0～20 点）

評価値＝技術評価点／入札価格

なお、落札者の決定方法は 27 の(1)による。

(3) 評価内容の担保

受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合、工事成績評定点の減点(最大 10 点)を行う。減点数は下記のとおりとする。

ア 技術提案に記載された内容については、履行状況の検査を行う。

技術提案に記載された内容のうち、本工事の施工に適用可能と発注者が判断した提案内容は、工事請負契約の一部とする。

イ 配置予定技術者の途中交代が認められた場合で、入札時の「配置予定技術者の技術力」の得点が満足できない場合、工事成績評定点を 5 点減点する。

(4) 配置予定技術者の評価について

配置予定技術者を 2 名登録した場合は、評価が低い者を加算点の対象とする。

(5) 技術提案の作成方法及び留意事項

ア 技術提案の課題を下表に示す。

課題 1	適切な性能の確保について
趣旨	供用開始後は、室内の快適な環境(温度、湿度、気流及び騒音)や運転時の省エネルギー性が求められることから、適切な性能を確保するための機器・配管・ダクト及び計装設備等の施工、試運転調整および検査方法等の提案を求めるものである。
課題 2	維持管理に配慮した施工について
趣旨	本工事では、空調換気機器、冷媒管、冷温水管などを多数施工するため、供用開始後はこれらの設備を適切に維持管理する必要がある。 このため、定期的な点検や、不具合発生時の原因の特定および復旧の作業性を考慮した、施工上の提案を求めるものである。

イ 発注者が指定した課題に対する技術提案について様式第 4 号の 6-1、様式第 4 号の 6-2-1 及び様式第 4 号の 6-2-2 に記入すること。

なお、様式第 4 号の 6 の別紙「「技術提案」作成に関する注意事項」をよく読んで作成すること。

また、提出を行う技術提案の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の入札参加者といかなる相談・協議等を行ってはならない。

ウ 提出された技術提案については、当該工事における適用の採否について発注者が判定し、令和 6 年 7 月 19 日(金)までに入札参加者に通知するものとする。

エ 技術提案については、提案以降の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

オ 技術提案等を適正と認めることにより、設計図書で施工方法を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

9 契約条項等を示す場所及び日時

本工事に係る工事請負契約書案、設計図面及び仕様書の縦覧を2の部局で行う。

(1) 縦覧期間

縦覧期間は、令和6年5月14日(火)から令和6年7月29日(月)までの毎日(ただし、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く。)、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 設計図面の配付

設計図面については、令和6年5月14日(火)から令和6年7月29日(月)までの県の休日を除く毎日、2の部局より配付する。希望者は、申請様式「設計図面データの配布について」に必要事項を記入の上、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

(3) 入札時積算数量書の配付

入札金額を見積もるための入札時積算数量書については、競争参加資格確認通知書に添付する。

10 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問書の受付

仕様書等に対する質問がある場合には、次に従い、別紙「質問書」により提出すること。

ただし、質問の内容が、技術提案の評価に関するものについては、回答を行わない。

ア 提出方法

別紙「質問書」に必要事項を記載の上、持参又は電子メールにより提出すること。

イ 提出場所

2に同じ

なお、電子メールの場合は、[「setsubikanri@pref.fukuoka.lg.jp」](mailto:setsubikanri@pref.fukuoka.lg.jp)へ送付すること。

ウ 受領期間

令和6年5月15日(水)から令和6年6月18日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、次のとおり閲覧に供すると共に福岡県ホームページに掲載する。

ア 場所

閲覧：2に同じ

掲載：「トップページ」>「目的から探す」>「入札・公募案件」>「入札・公募一覧」

※当該公告のホームページ上段

イ 期間

令和6年5月23日(木)から令和6年7月29日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

11 入札参加申込みの受付

(1) 申込受付期間

令和6年5月14日(火)から令和6年5月28日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分(ただし、受付最終日については午後3時00分)まで

(2) 受付場所

2に同じ

(3) 提出書類

様式第10号「入札参加申込確認票」を参照

(4) 提出方法

(3)の提出書類(添付書類を含む全て。)をA4サイズの紙(A3サイズをA4サイズに折り込んだものも可)に印刷し、2の部局へ持参又は郵送すること。郵送の場合は次の手続による。

ア 郵送する書類の名称、枚数を記載した目録を作成すること。

イ 2の部局の名称及び所在地を宛名とする書留とすること。

ウ 封書表面に令和6年5月14日公告、福岡県庁舎議会棟空調改修工事と明記の上、「入札参加申請書類在中」と朱書きすること。

エ 書類の分割郵送は認めない。

オ 郵送する場合の期限は、令和6年5月28日(火)午後3時00分までに2の部局に必着とする。

(5) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は、返却しない。

12 競争参加資格確認通知

競争参加資格の有無は令和6年6月11日(火)までに競争参加資格確認通知書により通知する。

13 競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと決定された者は、「福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領」の規定に基づき、競争参加資格がないと決定された理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和6年6月18日(火)までに書面(同要領様式第1号)を提出して行わなければならない。

(3) 書面は2の部局へ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 説明を求められたときは、令和6年6月25日(火)までに説明を求めた者に対し回答書(同要領様式第2号)により回答する。

14 技術提案の受付

12により競争参加資格を有すると決定された者は、8の(5)に挙げる課題について技術提案を提出するものとする。

(1) 受付期間

令和6年6月11日(火)から令和6年6月18日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分(ただし、受付最終日については午後3時00分)までとする。

- (2) 受付場所
2に同じ
 - (3) 提出書類
様式第4号の6-1、様式第4号の6-2-1及び様式第4号の6-2-2に記入のうえ提出すること。
 - (4) (3)で指定した書類及びその電子データを持参又は郵送により提出すること。原則として、電子データのファイル形式はExcel形式、提出媒体はCDとする。なお、郵送による場合は、封書表面に令和6年5月14日公告、福岡県庁舎議会棟空調改修工事と明記の上、「技術提案書類在中」と朱書きし、書留郵便により令和6年6月18日(火)午後3時00分までに2の部局に必着とする。
- 15 入札の日時、場所及び入札書の提出方法
- (1) 日時
令和6年7月29日(月) 午後 3時00分
 - (2) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部財産活用課横 901 会議室 (県庁行政棟9階)
 - (3) 入札書の提出方法
 - ア 持参すること。
 - イ 入札執行回数は、1回とする。
 - ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 16 工事費内訳書(明細書がある場合、明細書を含む。以下「工事費内訳書等」という。)の提出
- (1) 入札書提出時に工事費内訳書等を2の場所に持参により提出すること。なお、提出の際は、封筒に入れて密封すること。郵送又は電送による提出は認めない。
 - (2) 工事費内訳書等の様式は自由であるが、記載内容は、金抜設計書の項目と同項目で作成され、かつ、入札金額と整合したものであること。
 - (3) 工事費内訳書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。
- 17 技術提案の提出
- (1) 14の(1)に示す期限までに提出された技術提案のうち、8の(5)のウによって当該工事の施工に適用可能と発注者が判断した技術提案を様式第4号の6-3、様式第4号の6-4-1及び様式第4号の6-4-2に記入の上、入札の際に提出すること。郵送又は電送による提出は認めない。
なお、承認された技術提案と異なる内容を記述した場合は、入札を無効とする。
 - (2) 入札時に提出した技術提案は入札金額と同様の権利義務を生ずるものとする。
- 18 低入札価格調査票の提出
- 入札に際し調査基準比較価格を下回る入札をする者(以下「低入札価格入札者」とい

う。)は、その価格をもって契約内容に適合した履行ができることを示す低入札価格調査票(以下「低入札価格調査票」という。)を入札書提出時に低入札価格調査票を2の場所に持参又は郵送により提出すること。

入札時に低入札価格調査票を提出すること。郵送又は電送による提出は認めない。

なお、低入札価格調査票の作成にあたっては低入札価格調査試行要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

19 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに15の(2)の場所において行う。

20 入札保証金

見積金額(税込み。以下同じ。)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

(1) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険期間は開札の日から30日間(県の休日を除く。)とする。

(2) 開札の日から過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合。なお、3者JV又は2者JVの場合はすべての構成員について提出すること。

21 契約保証金

契約金額の100分の10以上(調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは100分の30以上)の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上(調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは100分の30以上))を締結し、その証書を提出する場合

(2) 保険会社等と工事履行保証契約(契約金額の100分の10以上(調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは100分の30以上))を締結し、当該保険会社等がその証書を提出する場合

22 入札の無効

(1) 次の入札は無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書、現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

ウ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 入札者又はその代理人の記名がなく、必要事項を確認できない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が20に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反する者(入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含

む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
ケ くじ番号の記載がない入札(くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。)

なお、くじによる落札決定を要しない場合においても、くじ番号の記載がない又は必要事項を確認できない入札は無効とする。

コ 入札書提出時に、工事費内訳書等の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書等の提出がない入札

シ 低入札価格入札者において、低入札価格調査票の提出がない入札

ス 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

23 失格基準価格

低入札価格調査試行要領第7条に基づき、失格基準比較価格を下回った価格で入札を行ったものは、低入札価格調査を行わずに失格とする。

(1) 算定方法

調査基準価格の110分の100に相当する金額を調査基準比較価格とし、これに100分の99を乗じ、千円未満を切り上げた額を失格基準比較価格とする。この失格基準比較価格に当該価格の100分の10に相当する額を加算した金額を失格基準価格とする。

(2) 計算例

調査基準価格=55,005,500円

調査基準比較価格=55,005,500÷1.10=50,005,000円

失格基準比較価格=調査基準比較価格×0.99

=50,005,000×0.99=49,504,950=49,505,000円

(千円未満切り上げ)

失格基準価格=49,505,000×1.10=54,455,500円

24 予定価格及び調査基準価格の事前公表の有無

有

25 予定価格及び調査基準価格の事前公表の場所、方法、期間及び注意事項

(1) 場所及び方法

2に掲示

(2) 期間

令和6年6月11日(火)から令和6年7月29日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 注意事項

予定価格以下の価格で入札できない者は、入札前に辞退すること。(辞退届を提出のこと。)

26 支払条件

(1) 前払金

有

(2) 部分払又は中間前払金

有

27 落札者の決定方法、落札者決定通知及び技術評価点通知

(1) 落札者の決定方法

- ア 開札後は、落札者の決定を保留し入札を終了する。
- イ 予定価格と失格基準価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、9の(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。
- ウ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- エ 落札候補者の入札価格が調査基準比較価格以上であれば、その者を落札者として決定する。
- オ 落札候補者の入札価格が調査基準比較価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。
- カ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、その者を落札者として決定する。
- キ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないと認めるときは、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次イ以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)ウ又は(1)エにより落札者が決定した場合
令和6年7月29日(月)

(イ) 上記(1)ケ又は(1)コの方法で、落札者が決定した場合
令和6年8月下旬頃(予定)

イ 方法

落札者が決定した場合は、直ちに入札書の提出を行った者に対し通知するとともに、当該入札結果を落札決定の翌日から2の場所において閲覧に供するほか、福岡県のホームページに掲載する方法により公表する。

(3) 技術評価点の通知

入札参加者の自者の加算点内訳については、2の部局に対して、自者からの書面(様式第9号「技術評価点の通知について」)による申し出(通知の郵送を希望する場合は、返信用封筒(84円切手貼付)を申請時に添付又は郵送すること)により情報提供を行う。申し出は、入札参加申込に係る該当様式の郵送又は持参により、入札参加申込み期限日までとし、入札結果公表の日から起算して5日以内(県の休日を除く。)に情報提供を行う。

ただし、入札の無効、辞退又は失格の場合は、回答しない。

なお、評価点の根拠となる審査内容及び他者の技術評価点に関することは、通知しない。

28 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 工事請負契約書(以下「契約書」という。)第4条第2項及び第5項に規定する契約保証金の額を、請負代金額(税込み)の10分の3以上とすること。
- (2) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額を、請負代金額(税込み)の10分の3

とすること。

- (3) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、7(2)イ(イ)の入札参加条件を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）1名を専任で配置することとし、調査基準価格を下回って落札した者が共同企業体の場合は、代表構成員が増員配置技術者を配置するものとする。

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、監理技術者又は主任技術者を補助し、監理技術者及び主任技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うこと。

- (4) 契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人及び同項第2号に規定する主任技術者は、他工事との兼務は認めないものとする。

29 人権尊重の取組

入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

30 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (3) 契約書作成の要否
要

- (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）、入札心得書、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

- (5) 落札者は、契約書を契約担当者に提出する際に、契約書に規定する暴力団排除条項1項各号に該当しないこと等について誓約する誓約書及び労働関係法令を遵守すること等について誓約する誓約書を提出することとし、これらの誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

- (6) 発注者が、競争性が確保されないと判断した場合のほかやむを得ない理由が生じた時には、入札を取り止める場合がある。

- (7) 本工事以降の他の工事の開札において、重複受注の制限が設けられた工事等落札者の決定に影響がある場合、以降の開札について、落札者の決定を保留することがある。

- (8) 申請書又は技術資料等に虚偽の記載をした場合、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その2に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止措置を講ずることがある。また、虚偽の記載をした者が行った入札は無効とし、その者を落札者としていた場合は落札者決定を取り消すことがある

- (9) 低入札価格調査について、虚偽の書類を提出したと認められた場合は、その者の入札を無効とした上で、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その2に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止措置を講ずることがある。